

介護予防・日常生活支援総合事業 報酬等の変更について

令和4年6月1日からの変更点

みよし市長寿介護課

サービスごとの変更点について

●訪問型サービス●

- 訪問型緩和サービスに、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を追加。
- 訪問介護相当・緩和サービスについて、回数制限を弾力化。

●通所型サービス●

- 通所型緩和サービスについて、サービス費の単位数を改定。
- 通所型緩和サービスⅡ介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を追加。

訪問型緩和サービス 介護職員処遇改善加算等の追加

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	25単位/1回
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	31単位/1回

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	18単位/1回
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	23単位/1回

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	10単位/1回
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	12単位/1回

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	12単位/1回
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	14単位/1回

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	8単位/1回
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	9単位/1回

注 介護職員処遇改善加算は令和6年3月31日まで。

注 （Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の同時算定は不可。

訪問介護相当・訪問型緩和サービス 1か月の訪問回数制限の弾力化

【これまで】 国が定める1月あたりの単価を上限とし、訪問回数の上限があった。
→ 1か月が5週ある場合等に訪問回数を減らさなくてはならず、
週によって訪問回数が変わる状態が発生していた。



【これから】 定期的な訪問ができるよう国が定める1月あたりの単価を超えたとしても、訪問型サービスを利用することができるものとする。

通所型緩和サービス サービス費の改定

【現行】

通所型緩和サービス費（Ⅰ）	142単位/1回
通所型緩和サービス費（Ⅱ）	236単位/1回



【令和4年6月1日から】

通所型緩和サービス費（Ⅰ）	160単位/1回
通所型緩和サービス費（Ⅱ）	266単位/1回

通所型緩和サービス 介護職員処遇改善加算等の追加

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	9単位/1回
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	16単位/1回

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	7単位/1回
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	11単位/1回

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	4単位/1回
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	6単位/1回

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	2単位/1回
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	3単位/1回

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定	2単位/1回
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定	3単位/1回

注 介護職員処遇改善加算は令和6年3月31日まで。

注 （Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の同時算定は不可。